

第四十八回 参議院 大蔵委員会 會議録 第三号

昭和四十年二月九日(火曜日)

午前十一時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 西田 信一君
理事 佐野 廣君
西川 甚五郎君
成瀬 幡治君
中尾 辰義君
天田 勝正君

委員

大竹平八郎君
太田 正孝君
岡崎 真一君
栗原 祐幸君
津島 壽一君
島島徳次郎君
日高 広為君
堀 末治君
村松 久義君
野溝 勝君
鈴木 市蔵君
田中 角榮君
大蔵 大臣
大蔵 大蔵
大蔵 政務次官
大蔵省主税局長
食糧庁長官
事務局側
常任委員会専門員
坂入長太郎君

本日の會議に付した案件
○理事の辞任及び補欠互選の件

○参考人の出席要求に関する件
○昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

おはかりいたします。
日高広為君から理事を辞任したいとの申し出がござります。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。よって、理事の辞任は許可することに決定いたしました。

委員の異動及びただいまの理事の辞任に伴い、理事が二名欠けましたので、この際、理事の補欠互選を行いたいと存じます。

互選の方法は、投票によらないで、便宜委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に西川甚五郎君及び佐野廣君を指名いたします。

○委員長(西田信一君) 参考人の出席要求につきましてはおはかりいたします。

金融に関する件につきまして、宇佐美日本銀行總裁を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、参考人の出席を求める日時等につきましては、これを委員長に御一任願います。

○委員長(西田信一君) 昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明及び補足説明は聴取いたしました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。

○天田勝正君 本法案は、ほとんど毎年同趣旨で提出されておりますので、本来の問題については質疑を避けまして、今回新たに銘柄として規定されたものについて技術的な質問をいたしたいと存じます。

すなわち、時期別格差によらない等外米のことでありまして、これは従来は五つの銘柄について規定されておりましたが、今回さらにこれが八つというぐあいに三つのものが追加されました。しかも、いままでの等外米は全国共通なる規定でありましたものが、今回は一部府県に適用するというのが多くなつてまいりました点であります。

そこで、この際たとえば新しく入りました水分過多丙規格外米、これは北海道、福島に、適用、あるいは穂芽粒混入甲規格外米、あるいはまた青未熟粒混入甲規格外米、これは北海道ほか二、三県ですが、そういうようなことになっております。さらに過去の区分でありますけれども、たとえば水分過多乙規格外米とか、ウルチ米混入甲規格外米、こういうようなものがありまして、つまり甲、乙、丙と、こういうふうに分かれて、さらにウルチ米混入といえほどの程度混入したものを混入の中へ入れるのだとか、こういうものをひとつ詳しく御説明願いたいと存じます。

これは農林省関係の方が来ておるでしょうから、委員長のほうから適宜に指名されて、適当な答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤誠君) ただいま御質問のござ

ました規格外米についての取り扱いがどのような内容を持ち、どのような食糧庁としての取り扱いをしているかという御質問かと存じますので、これについてお答えいたします。

農林省の農産物検査法に基づきます米の等級につきましては、御承知のように一等多ないし五等、それから等外上でございまして、これが政府の買い上げの対象にいたしておるわけでございまして、ところが、年々、その年の気象条件等に伴いまして、特に災害等の事態がございました場合におきましては、それぞれの等級規格には該当するけれども、特定の事項については通常の規格に該当しないものがある。たとえば容積重は通常の規格に該当しているけれども、水分の面については多い、こういうようなものがあるかと思ひわけでございします。そこで、これらは通常の食糧としては十分適性がある、ただし通常の場合の規格については必ずしも該当しない、こういうことで、従来とも規格外を設けまして、そして政府の買い上げの措置をとつてまいりましたわけでございします。

そこで、ただいま御指摘になりました今回三十九年産米について設けましたものにつきまして申し上げますと、水分過多丙というものは、これは御指摘のように北海道について認めたものでありまして、水分を除く品位は五等玄米に相当するものであります。水分が五等玄米よりも二%多いものというようにいたしております。通常の場合においては一六%ということですが、この水分過多丙は一八%、従来もこういうことを認め、北海道についてははかつて認めた例もありまして、今年の米の品質から一八%までの水分を水分過多丙として認めたものでございします。

それから、穂芽粒混入甲というののございしますが、これもことし認めたものでありまして、去年はなかったわけでありまして、おとしは災害

の関係で認められたものであります。この規格につきましては、容積重あるいは整粒歩どまりは五等玄米に相当するものでありますが、穂発芽の混入度合いが五等玄米より多く、被害粒である発芽粒の混入五〇%までについては規格外として穂発芽粒混入甲、こういふ規格を設けて対象にするということにいたしましたわけでございます。

それから、青未熟粒混入甲でございますが、これはまあ北海道について認められたものでございますが、本年度は、北海道米につきましては未熟粒が非常にふえまして、これを買い入れの対象外にするということになりますと、相当のところが買い入れの外等外下というふうな扱いになるわけでございます。これも北海道の特殊事情にかんがみまして認めたものでございますが、容積重あるいは被害粒の混入度合いは五等玄米に相当するものであります。その中で未熟粒の混入が四〇%まであるものについては認める。つまり、整粒歩合については五等玄米より若干落ちる、しかし四〇%までの未熟粒のものについては規格外として扱おう、こういうことにいたしましたものであります。

これらはいずれもいろいろの試験掲精をいたしました結果、十分食糧としての配給適性があるものであるという点を考え、一面また災害事情に対応する措置として、このような規格外米をその年々の状況に応じて設けるということになりました。今年設けたわけでございます。ただ、これらにつきましては、食糧としては適性がありますものの、貯蔵性の面において、あるいは広く運搬するといふような面におきましては、通常の、越後等の米に比べれば劣る面がございますので、これらを特に奨励して早期に出荷させるという必要も必ずしもないという意味で、時期別格差というものがつきましては、これをつけていない、これが従来から一貫したいままでの取り扱いになっていくわけでございます。

○天田勝正君 いまの御答弁のうちで、最初に私が例示しました水分過多丙規格外玄米、この適用

は北海道、福島ではなからうかと思いますが、いまの長官の答弁では北海道と、こう仰せになりましたが、私の記憶のほうがかたがた誤りであるのかどうか。

それから、続いて伺いますが、さっきこの分も答弁していただくつもりで質問したわけですが、私のほうで否応らずだっと思いましたが、甲、乙、丙、こういふふうに分類する、その内容は、どういふ分について甲であり、どういふ分について乙、あるいは丙、こういふことなのか。これが二番目。

それから、新しくできました穂発芽粒混入甲、これはいま五〇%ということの説明を受けたのですが、従前からあります発芽粒及びやけ米混入甲、これはやけ米というのが一つ入っておりますけれども、発芽粒というものは、穂発芽と発芽粒と、別に新規に「穂」という文字を入れなくても、発芽は発芽だから、穂のときに発芽しようとして発芽しようとして、やっぱり品質は劣る、こういうのは間違いないのに、片や発芽粒、片や穂発芽、こういうふうに分類したのはいかなる理由でありますか。三点伺っておきます。

○政府委員(齋藤誠君) お答えいたします。まず第一の甲、乙、丙ということの関係は、水分過多甲、乙、丙の基準は、こういふことでございまして、水分過多の甲と乙は、これは四等玄米相当ということでございまして、水分が一%だけそれに対して、四等玄米相当の規格に対して多いもの、それから水分過多丙は、先ほど御説明いたしましたように、四等相当でなしに五等玄米相当で水分が二%多いものという取り扱いにいたしております。

水分過多丙は、これは北海道について設けたものでございます。それから、発芽粒及びやけ米混入と、穂発芽粒混入の関係はどうかということでございますが、これは穂発芽の場合は、発芽粒も同じことばでございますが、発芽粒五〇%以下、それから発芽粒及びやけ米混入ということにしておりまして、こ

の際には発芽粒が二〇%以下、やけ米が一%以下と、こういうようなことで、特に穂発芽が今年度は多かったという事情で、やけ米以外の発芽粒が五〇%以下のもの、こういふふうな扱いにいたしておるわけでございます。

○天田勝正君 そうすると、最初の質問でありました水分過多丙の分は、この前の説明では、たしか北海道、福島と私は聞いたように思うのですが、それは確かに北海道だけに限定するのですか、もう一ぺん念を押しておきます。

それから、ついでです。時間の節約上若干続けますが、最後の御答弁でありました、発芽粒、やけ米と、このやけ米が加わっておりますから、何か別の——といっても、発芽の部分、穂発芽であろうと発芽であろうと、品質が低下しているというのを意味しているはずだから、かわりはないと思うのですが、分類(丙)の部分については、発芽粒も入っておりますが、やけ米も入っております、こういう両方が入っておりますということですか、どの範疇に入らないのだ、こういうことですか、どうなんですか。やけ米が入っていないで発芽粒だけ入っている(乙)に入ると、そういふふうにもこの文字からすれば読める。そういう点はいかがでありますか。

それから、甲という分には、割割れ米のものもあればウルチ米のものもあるのです。そうして、ほかに乙のものもあるのだから、では、乙のはその中間のどういふところになるのか、こういうこととです。

○政府委員(齋藤誠君) 先ほど、水分過多丙につきまして私の説明が間違っておりまして、訂正いたします。これは当初、北海道産の水分過多丙だけにつきまして認めたのでございますが、その後になりました、福島県産の水分過多丙についても丙規格外玄米を認めました。当初十月二十七日に北海道を認め、そして一カ月おくれまして、十一月十六日に認めましたので、この点は訂正させていただきます。

それから、いまの穂発芽と、発芽粒及びやけ米混入甲規格外玄米につきましては、先ほど申し上げましたように、発芽粒とやけ米と混入しているものと、こういふ意味でございます。

○天田勝正君 それから、あとの、乙の部分もあるのだが、それはどういふのかという……。

○政府委員(齋藤誠君) 水分につきましては、これは貯蔵性というふうなことでございまして、水分が多くなればなるほど、歩どまりが非常に悪いというふうな面もありますけれども、食糧としての適性から見ますと、比較的他のものに比べまして、適性度といえますが、食糧としての買い入れに適當するものだというので、実はこの程度のものをとっておるわけでございますが、それ以外のものでございましては、毎年これを適用する場合における実情を調べて、大体どの程度であるならば、これは掲精試験としてもよろしいし、また実態としても大体のものはこれによってカバーできます、こういう判断できわめていいわけでございます。したがって、これ以外に乙なり丙なりといふものをつくるような実態はございしてもあるといふことではある、あらためてその際、規格外の乙と、割割れ米の乙とか丙とかいふものをつくるということになると思ひます。いままでのところでは、まあ試験の結果なりあるいは実態等から見まして、まずこの甲程度で差しつかえなければ不都合がないということとで甲だけにどまらした、こういう経過でございます。

○天田勝正君 それはちょっと、そうではないのです。つまり、私の質問しているのは、これこれの必要が出てきたらこれこれの措置をとるかというのではなくて、現にこれ認められたものが入つた、その中の何である等外玄米、これはもうだれでも常識的にはわかるのです。その他は、いま水分の、あるいは穂発芽粒なり未熟粒なり、そういうものをパーセントで示されたから、これで一応その甲のランクのうちでもわかつたのです。同じ甲であっても、そういうわけでパーセントはそれぞれ違うのです。ところが、ここに従来

からあった(向)の水分過多乙規格外玄米というものの、つまり私が指摘したように甲、乙、丙ともにある。そうすれば、一体乙というのは水分の点でいえるかどうかになるのか。あるいはいついかに(向)もそうであるが、これも胴割れ米といふたつて、一体一粒混入したつて胴割れ米といふことが言えるのであるし、そのパーセントはどうかになるのか。ウルチ米混入といつても、これはむしろ実際の何です、農作業をしていけば、モチ米をいけばこそ作業をやっているうちに、それは続いてウルチのほうもやっているんですから、ウルチのほうだけはあるいは庭を、場所を変えて一実際そんなことできつ口といふことはないので、これは百姓やつてみればすぐわかる。だから、そこにもやはりウルチ米混入なら混入、これがここに書いてあるんですから、その甲は一体どういふパーセントになつてゐるか、こういうことになるのです。それで、発芽粒及びやけ米といへば、発芽粒のほうは何%でやけ米が何%だ、そこでこの規格は甲規格になる、こういう説明を受けませんと、ちよつと理解しがたいと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤誠君) 実はこのおののつぎまして、それぞれの規格というものが実は詳細な表がございまして、あるいは後ほどどういふふうにおのおのものにつぎまして規格の構成をなしているか、たとえば容積重がどうかあるか、あるいは水分がどうかあるか、あるいは形質がどうかあるか、整粒歩合、あるいは未熟粒の歩合がどうかあるか、異種穀粒、あるいは被害粒、死に米、異種穀粒、異物等の比率がおののつぎでどの程度までは認められるか、こういうものがございまして、それに基づいてこのような規格外が設けられてゐるわけです。

したがういふ、たとえば、先ほど申しましたが、水分過多の甲、乙、丙、こういう水分過多の甲と乙は、水分を除いては全部四等玄米相当の規格に該当している、ただ水分だけが甲の場合は

一%増加まで認める、乙の場合は二%まで増加を認める、こういうことで、あとの規格につきましては、詳細なものの規格はありまして、それに該当してゐる、こういうことでございまして。

○天田勝正君 わかりました。別に、私はこの技術的な質問をしても、それで別段本法案をどうもというふうな考えがあるわけではございません。ただ、これこれのものに今回の法律を適用するのだ、こういうふうになつた以上は、お互いがそれを知悉しておく必要があるもので、せつかく表があれば、いま直ちにやりますか。いや、私ひとりだけでは困るのですが、委員会として私も言つてゐるのですから、もしなければ、後刻でも、替越すけれども、全委員にひとつ御配付願ひたいと思ひます。委員長、そうはからつていただけませんか。

○政府委員(齋藤誠君) ただいま御要望の資料につきましては、さつそくととのえまして、後刻当委員会に御配付申し上げたいと思ひます。

○野澤勝君 簡単に希望を述べておきます。食糧庁長官も苦い経験なめておると思うのだが、この検査制について、この前のような問題を起さぬようにひとつ十分留意をし、検査制を、あすこではこうだ、こではこうだというふうになつては、くなくものにならないよう、うまくやるようにひとつ注意を願ひたい。

○政府委員(齋藤誠君) 検査問題につきましては、生産者ばかりでなしに消費者に対しても非常に関係のあることでございまして、いま御指示をいただきました点につきましては、十分考えましていたしたいと思ひます。

○天田勝正君 念押しだけしておきたいのですが、ね、まあ最後に、質問しないでも答弁ありましたから、安心とはいへないが、今度はこうした規格外米を買い上げの消費者の立場を考えますと、なるほど買い上げのときにはそれはその規格にのつた価格で買い上げのときよりは、そういうことであつても、さて、末端の配給を受けるほうの側に

なると、どうも業者の恣意によつていかようにでもなりそうなる今度は危険が出てくる。このほうは一体だれが取り締まるのか。なかなか専門家でないと、ちよつと役所の局長さんなんか聞いても、表を見ながら言うからこれだと答弁は成り立つ。しかし、百姓でもしつていけばとにかく、役所のきめたこのランクはいかがであらう、これはどういふものか、こういうものだといふことは、目撃問によればわかりますよ。ところが、消費者のほうはその目撃問もないのだといふところ、いや、これは安い。それは安いつたつて、甲のものを丙として売られるか、何であるかわからぬのですよ。丙のものを甲だと称して売られる、あるいはことによれば四等米として売られる、そういうようなことの一体取り締まりといふものは、いまだどこで担任しておられるのか。言いつたなしでも、これは答弁も、これはまことに困ることだと思ふ。親切にいへば、今後、だから、何とかしなればならぬでございまして、さういふことは消費者全体の利害に關するんですから、いかげすか、それは、いま徹底的にやつてないといふが、将来は何か能率的な、そのことでこれが確実にランクによつて消費者に供給できる、こういうことも食糧庁としては大きな責任だと思ふんです。この点いかがでしょうか。

○政府委員(齋藤誠君) ただいま消費者に配給する米の種類といたしましては、三十二年以来、御承知のように普通米、徳用米、さらに三十七年から特選米といふことで、三種の配給米になつておりました。三種の価格をきめておるわけでございます。ここに掲げておきます規格外米につきましては、いづれも取り扱ひの種類としては徳用米に充當されるものでございまして、消費者につきましては、これに該当する米はいずれも十キロ精米して九百三十五円ということに相なつておるわけでございます。

したがういふ、御質問の要点は、それぞれの米が徳用米、あるいは普通米、あるいは特選米に相応じて売られておるか、こういうことに

相なるわけでございますが、これにつきましては、われわれとしましては、業者に不当な利益を与えることがないようにとつて十分留意いたしてございまして、食糧庁みずから一第一次的な指導監督は府県でございまして、食糧庁といつたしましても、随時業務監督を行なうとか、あるいは精米の批判会を行なうとか、あるいは配給改善協議会といふものを府県でそれぞれ開きまして、そして品質、規格等についての励行方をはかるとかといふことでやつてゐるわけでございます。御指摘のような面も出ておることも承知いたしておりますが、なおよく、三種の配給米の趣旨の徹底については、今後とも十分留意して、指導監督に当たりたいといふふうに思つておる次第でございます。

○天田勝正君 まだ時間がありますから、一言要望だけしておきます。それは、実際私は消費者の立場に立つて、いま申し上げたようなことを言つたんですけれども、まことにこれは困難なんです。困難だつて、消費者の立場に立てば、それはとんでもない話なんです。将来とも、いろいろと言つてみたところで、なかなかこれは実際のには骨が折れます。私は要望しておくんですが、水分に折れたつて、本来四等米で通るものを、水分だけが悪いから規格外のはずだ、こうなんだ。一%の見分けなんといふものは、てんでくろろとでなければわかりつけない。そこに危険があるのだから。しかし、全体としてやるなぞといつてもなかなか困難だから、私が要望するのは、やむを得ない、やはり抜き打ち検査的なことをやれば、さういふさつき言ふ能率的に人もよけいからずという意味を含めて、実はさつき注文した。ですから、そういうことでぜひこれは励行してもらいたいといふことは希望申し上げておきます。

○委員長(西田信一君) ただいま大蔵大臣が出席されました。

大蔵大臣(田中角榮君) 本会議を通じて、予算の御説明をいたしました、当委員会は歳入

委員会でございますので、この再開国会から国会中を通じて、相当たくさん法律案を御審議いただくわけでございます。私も可能な限り出席を申し上げまして、法律案の御説明等いたすべきでございますが、御承知のとおり二月、三月中は衆参両院の予算委員会がございまして、心に思いながらもなかなか時間的制約で御迷惑をおかけすることもあるわけでございますが、政務次官、政府委員等あげて御審議のお役に立ちたい、こう考えておるのでございます。また、予算委員会に出席中も、委員長同士のお話を願ひまして、できる限り当委員会にも出席をいたしたいと考えておるわけでございます。事情御了承をいただきまして、非常にとくさんの法律案を御審議いただいておりますが、御支援を心からお願ひを申し上げます。

以上をもって、簡単でございますが、ごあいさつといたしたいと思います。

○成瀬権治君 大臣、たいへんお忙しくて、しかも昼食も抜きにときより動かれなければならぬ、こういう点もございまして、非常に簡単に質問を申し上げておきたいと思ひます。と申しますことは、国務大臣として、大蔵大臣としての立場から御答弁が承りたいと思ひます。

日本の食糧をどういうふうに確保していくか、あるいは外貨をどういうふうに大事にするかという点は、いろいろと抱負があらに思ひます。が、今年度の予算の説明を見ますと、輸入食糧管理勘定で大体三十九年度は八百四十二億、それから四十年度は千九百億と、こういふふうに伸びておるわけですね。逆なことをいへば、食糧がそれだけ国内で確保がされない、また外貨がそれだけ国内に使われておるといふことです。この中には、私も勉強不足でございますが、バナナがどうなつておるとか、あるいはかん詰めが入つておるか、あるいは飼料がどうなつておるかという点については、ちょっと不明なんです、少なくとも食糧全体といへばもっと範囲が広く金も大きくなると思

う。そういうことの中で、歳出のほうを見ますと、少なくとも高度成長政策のひずみとか、あるいは少なくて、高度成長政策そのものが失敗をしたのじゃないかという点は農業関係でよくいわれておるんですが、もちろんそれには中小企業の問題がございまして、何にいたしまして、予算全体から受け取る感じは、ひずみは是正をしなくちゃならぬと片一方では言われつつも、予算の伸び率は鉱工業等の関係の予算の伸び率と比較して三分の一くらいじゃないか、もっとあつてもいいんじゃないかと、そういう数字は三分の一という、断定はできませんが、それぐらいじゃないかと思ひます。ですから、そういう問題についてどういふふうに、最初に申し上げました食糧を確保する、外貨を大事にするという点から、どういふふうにお考えになつておるか、まず承りたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) 御指摘のとおり、輸入食糧が去年よりことはふえておるといふことは御指摘のとおりでございます。私も、食糧は自給自足態勢をどうしても取らなければならぬという考え方を前提にしておるわけでございます。経済ベースで考えますと、非常に米は安いので、外米はたまたまの一万五千一円米価から考えると約半分に近い金額で入るのだから、一部輸入食糧をもつてまかなつたほうがいいという議論をなす経済学者はございまして、私は、米が絶対量が不足でこれを外貨で買ふという前提にしますと、日本の国際収支というものの議論は成り立たないという非常に大きな問題でございまして、また、全世界的に考えてみても、米は余つておるといふような時期から時代が移りまして、現在米を的確な時期に的確な量だけ集めるということ、は、なかなかたいへんなこととございまして、他の農産物は生産過剰という面がございまして、米に對しては、需給状況はそう簡単にいくような状態ではないことも御承知だと思ひます。

そういう意味で、戦後二十年の間に相当農政を行なつて、米の自給自足態勢をやつてまいつたわけでありまして、近ごろ鉱工業生産が非常に高くなるに伴ひまして、農地を転用するという面が非常に大きくなりました。でありますから、三十九年度、年度間を通じまして、農地の面積は多少減つておるといふようなこととございまして、しかし、構造改善事業等の推進によりまして反別生産が上がつておるといふようなことで、大体この三、四年、米の生産量は前年度をわずかずつても上回つてまいつたわけであります。これは災は三十八年度に比べて減つております。これは災害その他冷害等があつたわけでございまして、そういう状態でありまして、予算の上でも農業構造改善事業等を中心しながら重点的な予算投入を行なつておるわけでございます。

ただ、一般会計の面で見ますと、大きな伸び、社会保障の面に一九・九%も伸びておるものから比べますと、少ないという御指摘があるものかもしれません。が、利子補給その他によりまして、融資の面で相当大きな伸びを示しておるわけであります。農業も経済性を考へてやらなければならぬという論がこのごろ非常に強くなりまして、これは、私は、国際収支という動かしことのできない大きな問題を前提に考へるときには、やはりそういうものをこしたものの考へ方で農業政策、農業投資というものをやつていくべきだろうという考へ方を前提にいたしております。

○成瀬権治君 問題は、ことばの上の理念とかそういう方針というところについては、大臣のお考えについてわれわれのほうもどういふことと申すことはできないと思ひます。ところが、具体的に金はどう出できたかということ、これは理屈じゃなくして行動で示すことになると思ひます。歌の文句じゃないけれども、態度で示すということですね。予算でどれだけどうなつたのだかというところが、あなたがどうしても食糧は大事にする、外貨は大事にするということ、こういうことと裏づけになつておる。そこで、ことばとかそういうことについて裏づけになつていかないで、裏づけ、もう少し、いやそうじゃないのだ、裏づけ

けれどもこういうふうになつておるのだということについて御説明を承らぬと、ただ基本方針の演説だけじゃわれわれもちょっと納得しかねるところがあるわけですよ。

やはり言いたい点は、あなたは社会保障制度の問題にすり変へられましてけれども、工業関係の伸び率よりも非常に悪いじゃないか、予算関係全体が、というふうになつておるわけですね。その点どうでしょうか。もう少し、いやそうじゃない、おれはこれだけ努力しているよという御説明は、ちょっと無理でしようか。

○国務大臣(田中角栄君) 予算の面では、先ほど申し上げたとおり、社会保障の二〇%に近い伸び等に比べれば少ないというところは、私も申し上げました。しかし、農業構造改善対策費、食糧に対する繰り入れ等、農林省の予算を見ていただければわかるとおり、いまの予算の中で可能な限りいろいろな施策をやつておるわけであります。特に一般会計の伸び率だけで議論をせられることが非常に多いのであります。が、農業金融というものを拡大するということで、農林漁業金融公庫に対する利子補給の道を開きました。それから今度の農業規模の拡大をはかりましたために事業団構想がございまして、これの実現をはかりました。農業施策に對しては、いまの予算の中で可能だと思ふ問題に對しては細大漏らさず取り上げて、これの実現をはかつておるといふこととございまして。

○成瀬権治君 まあ、あまり大蔵委員会としての守備範囲を越えてもいけないかと思ひますけれども、大臣は、これで、中小企業なり、あるいはこゝでは農業を指摘しておるわけですが、農業関係のひずみは正というところ、あなたのほうの言われる大きなことばだと思ひます。そこで、そういうことにこたえての今回の予算編成のその中で、ひずみは正のほうに重点を置くべきであつた。努力はした、しかしまだ自分としては不満な点がある、それは蔵入との関係があつてできなかったのだ、こういうことをお認めになつて、何ともしようがなかったのだと。努力、精一ぱいのこと

をしてこれだけのことができたのだ、しかしこれからは自分としては必ずしも正については最大限の努力をしていくのだという姿勢の中で、今回はとりあえず四十年年度予算を編成したのだと、こういうふうに私たちは受け取れば受け取っていいのだと思うのです。ですから、これでもう十分だ、という前提に立ってはおられないと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(田中角榮君) 大体いまだあなたが御発言になられたとおりでございます。少なくとも自給自足態勢をとらなければならぬという基本的な姿勢を持っておりながら、昨年に比べて、数字は間違つておるかも知れませんが、六十万トンくらい入れると思ひます。六十一万トンでございませう、非常に大きく輸入食糧がふえておるといふことであります。そういう結果から見まして、これで足れりという考えを持っておるわけではございませぬ。農業政策の中には、まだやらなければならぬものがたくさんございませう、一面健全均衡の方針も貫いていかなければならぬ、また予算のワケも対前年度の伸び率が三年間を通じて約三千億近くに圧縮をせられておるわけでありませう。そういう中で可能な限り最大の努力をいたしたということございまして、まだこれから引き続き、ことしよりも来年、来年よりも再来年、中小企業や農村対策というようなものは十分考えていかなければならぬものだ、基本的に考えております。

○成瀬権治君 農業基本法の第十七条に關連するわけですが、これは最後でございませう、最後に一つだけ……もう一ぺん最初から申しませうと、農業基本法の十七條の協業を進めていくというところで、それに關連して私たちは今回の提案の法律を見たときに、まあ生産法人の問題が、お米の問題は、法人税のほうの問題だけは減税態勢になつておるのに、この法人税関係は、今度は米の問題については、早場米についてはこの恩典があるわけですが、これは抜けておつたと思ひます。私は、大蔵省としてはこ

れは初めから抜いてやろうという意図があつてやられたといふことよりも、税法からいつてもわずかなことだからというふうな気持ちで、むしろ落としたのではないかと、いふふうに考えておられますが、そうじゃなくて、いやいやこれは検討をして、そして生産法人が必要がないと、こう判断をされて今回提案をされたのか、どつちなのか。

○政府委員(泉美之松君) 事務的なことでございませう、私から申し上げたいと存じますが、この三十九年度の米穀についての特例、これは御承知のとおり、昭和三十年以来毎年特例を出しておるわけですが、従来から所得税についてだけ特例を出しておつたわけではございませう。ところが、御承知のとおり、農業生産法人というものが認められまして、その中で米作を主とする農業生産法人が、統計によりまして、全国で百ぐらいの法人ができておるようでございます。ただ、その法人の設立はごく最近のものでございませう。また、その実態を調べてみますと、まだ設立早々で収益を生じておらないのが大部分でございませう。ことに、北海道、東北方面に米作を主とした農業生産法人が多いのでございませう、しかし、ちょうど御承知のとおり北海道、東北では昨年米作があまりよくございませうでした。そのために収益を生ずる事態になかなかならないのではないか。とすれば、現在の段階では、法人税についてまで特例を伸ばす、広げる実益はあまりないのではないかという考え方があつたわけではございませう。

同時に、これは、先刻御承知のとおりでございませう、この所得税の特例が、一部の農家にだけ適用されるといったような關係がございまして、農民の間におきましてもいろいろ負担の公平の問題から論議のあるところではございませう。それから、また、農業生産法人というのは本来農産物をつくつて売り渡すというのがその設立の目的であるわけではございませう、そういうものについてまで特例を認めるのが適當かどうか、いろいろ問題があるし、実益からいつてもことしは課税を受けるような実益はあまりないのではない

かという考え方のもとに、従来どおり所得税の分だけ特例として提案いたしましたのでございませう。

○成瀬権治君 どうも泉さんの説明を聞いておつても、ずばりおつしやらないから、私はわからなないので、もう一ぺんお尋ねしますが、どうも数が少なかったからやらなかったのか、いろいろと検討してみなければ、まあ、いかぬといふことだからやめたのか、どつちなんですか。

○政府委員(泉美之松君) 先ほど申し上げましたように、この所得税の特例自体が税制上いろいろ問題になる点もございませう、それから、かたがた法人の場合には、先ほど申し上げましたような実情からいまして、課税を受ける場合が少ない。したがつて、実益があまりないのではないかと、いふことからいまして、法人税についてまで広げる提案はいたさなかつたのでございませう。

○成瀬権治君 そうすると、二つの理由になつてくる。第一は、こういう臨時特例のものが税制調査会等ではいかぬと、こつちで言つておる、だからこの法律案全体が実は問題点である、そういう基本的な立場に立つておるといふ点が一つ。もう一つは、実益があるとかないとか言われるけれども、取られておるほうでは、たとへば少しでも大問題だと思つておる。そういうふうで、あなたのほうは実益がないと言ふことは独断ですよ、あなた……。受ける側でいへばたいへんな問題だし、将来も農業基本法の精神からいつて、協業化は促進しようとしておられる。だから、むしろ、数は少ないけれども、将来不利じゃないかといふことであつて、大蔵省としては、私は、積極的な姿勢で、むしろ法律案を出さねばならなかつたのだ、しかしいろいろとやつてみたらどう

も忘れてしまつたのだ、見落としてしまつたのだと率直におつしやるならば、また話は別になるのだ。ところが、出さなかつた理由はこうだと言つて、あなた方が正當におつしやるなら、どうも納得し兼ねるところがあるのです。

○政府委員(泉美之松君) まあ事柄をいたしましては、私、先ほど申し上げましたように、この法律自体にいろいろ、税制調査会が言つておられます。ただ、税制上問題のあることは事実でございませう。ただ、政府といたしましては、現在の政治情勢を考慮いたしまして、毎年こつち法律案を提案いたしまして、予約完り渡し制度が円滑にいくといふことを期待しておるわけではございませう。その趣旨からいまして、個人についてそういう特例を認めるならば、農業基本法のたてまえから見ても協業化を進める農業生産法人についてもその趣旨を認めるべきではないかという御議論は確かにあるのでございませう。その意味では、そういう必要がないといふことを言つてゐるのではございませぬ。

ただ、先ほど申し上げましたように、農業生産法人はできまして間がないし、まだ利益の出ないものが多うございませう、農林省とも相談いたしたのでございませう、さしあたり今年には必要なかろう、今後その点を検討すべきではないかといふことで、政府段階におきましては、農業生産法人にはことしはまあ拡張しないで、今後検討するといふことになつておつたのでございませう。

○成瀬権治君 あまりいろいろ意地の悪いことを言つてもしょうがないけれども、税制調査会を云々されておられますけれども、私は本法律案は大蔵省は是として、必要なものとしてお出しになつたと思ひます。したがつて、問題があるとかないとかといふことについては議論はございませう。あつたことは確かだと思ひます。しかし、大蔵省が是としてお出しになつた、絶対必要としてお出しになつた法律案です。そして、しかもこの特例法は、片一方ではそういう立場に立てば農業基本法の精神からいつても大蔵省は積極的に出すべきであつた

というふうな私は考えを持っております。まあこれに對して御答弁は要りません。十分これから私は、理論的にもいろいろな点で合うようにして出していただくということを、法律を出しになるときには十分検討して提出していただくようなことを御要望を申しまして、私の質問を終わることにいたします。

○委員長(西田信一君) 他に御発言もないようです。から、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。

委員長の手元に佐野委員外四名から各派共同提案による修正格が提出されております。

この際、本修正案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明をお願いします。

○佐野廣君 たいだいま議題となつております。昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案について、自民、社会、公明、民社の四党共同提案にかかる修正案を提出いたします。

修正案は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

修正の要旨を申し上げますと、原案は昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例措置を米穀の個人生産者に対して講じようとするものでございすが、農業生産法人の法人税についても個人生産者と同様税制上の特例措置を講じようとするものでございます。この修正の結果、昭和三十九年度において約百万円の収入減となる見込みでございます。

○委員長(西田信一君) たいだいまの佐野委員外四名提出の修正案につきまして、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取いたします。鍋島大蔵政務次官。

○政府委員(鍋島直昭君) さきの修正案につきまして、内閣の意見を申し上げます。

生産法人についても昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例と同様の措置を講じようとする

いたすものであると思ひます。この点につきまして、昭和三十七年七月に農業生産法人制度が創設されて以来、この法人数も漸次増加している現在におきまして、この特例措置を個人生産者について認める以上、農業生産法人に対しても同様の特例措置を認めることとするというこの御修正の御趣旨は、政府といたしましてやむを得ないものと認めます。

○委員長(西田信一君) 別に御発言もないようです。から、これより原案並びに修正案につきまして討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○野瀧勝君 では、社会党を代表いたしまして、本案についての賛成意見、修正案に対する賛成意見を申し上げます。

本案は、先ほど各委員から申述べられましたごとく、現行農業基本法は、生産の選択的拡大、構造的には自立農業、協業の助長をうたつております。特に生産の選択的拡大の方向はもちろん果樹、園芸、畜産ですが、食糧なども、先ほど大臣が言われておりますごとく、自給自足の態勢がくずれんとするような状態があります。自給自足が理想と言つておりながら、くずれんとしておりますが、一方、農業基本法の精神というものは農産物の拡大発展でございます。さらに、国際的な貿易の自由化による外国農産物とわが国農産物の競争、その攻勢から日本農業を防衛し、日本の農業の発展を期するというのが目標になっております。

しかるに、その内容をさらに検討しますれば、ただ個人ではいかぬから、これからは畜産等につきましては多頭飼育だとか、あるいは果樹、園芸等については大量生産とか、農業の近代化を特にやるとか、構造改善を進めなければならぬ。そういうことで自立農業の育成、協業の助長をうたい、この推進をはかつていくと言つてゐるわけである。そこで、生産法人をつくらせてやつてゐるのが現状であり、この動きや姿勢をくずすような措置や政策をとることは、間違ひであります。

その意味からも、提案の理由にもありましたごとく、三十九年三月現在でも、生産法人は六百六あります。泉局長は東北、北海道についてよく言われておりますが、確かに東北、北海道は非常に多いのでございすが、今後とも全国的に普及増大され、相当数増していくと思はれるのでございす。かようなときに、その生産法人は予約減税の対象にはならないというやうなことであると、これは基本法の精神とも反するし、農民に失望を与へることになるのでございす。

そういう意味で、生産法人もこの減税の対象にするということは当然のこととございまして、私は、以上の理由から本案の修正案に賛成でございます。

○委員長(西田信一君) 他に御発言はございませんか。——討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案について採決に入ります。

まず、佐野委員外四名提出の修正案を問題に供します。佐野委員外四名提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(西田信一君) 全会一致と認めます。よつて、佐野委員外四名提出の修正案は可決せられました。

次に、たいだいま可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(西田信一君) 全会一致と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は全会一致をもつて可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出すべき報告書の作成につきま

しては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これをもちつて散会いたします。

午後零時四十一分散会

【参照】

昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案に対する修正案
昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案の一部を次のよう修正する。

題名中「所得税」の下に「及び法人税」を加える。
第一項中「米穀の生産者」を「個人」に、「当該生産者」を「当該個人」に改める。

第三項の次に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和三十九年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十九年九月二十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十年三月一日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、第一項中「当該個人の昭和三十九年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する」と読み替へるものとする。

5 前項において準用する第一項の規定により損金に算入された金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十六条第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、同法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用

についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、本則第四項に規定する完済の日の属する事業年度分の法人税につき法人税法第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書を含む。）を提出し又は国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた本則第四項の農業生産法人は、同項において準用する本則第一項の規定の適用により、法人税法第十八条又は第二十一条の規定による申告書に記載すべき所得金額若しくは法人税額が過大となる場合又は同法第二十六条の四第一項に規定する欠損金額若しくは同法第二十六条の五から第二十六条の八までの規定による還付金額が過少となる場合には、この法律の施行の日から一月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、これらの額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ

この修正の結果歳入減となる見込額
この修正の結果昭和三十一年度において約百万円の収入減となる見込みである。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

国立学校特別会計法の一部を改正する法律案
国立学校特別会計法（昭和三十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。
附則中第九項以下を一項ずつ繰り下げ、第八項の

次に次の一項を加える。

9 この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなると認められる場合において、その移転に要する用地の取得費を支弁するため必要があり、かつ、当該移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつて償還することができると見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金金の例により借入金をすることができ

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

二月四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、物品管理法の一部を改正する法律案

物品管理法の一部を改正する法律案

物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第十四条第五項」を「第十九条第一項中契約等担当職員の意義に係る部分」に改め、同条第四項を削る。

第四條中「政令で定めるところにより」及び「次条第二項を除き」を削る。

第五條を次のように改める。

（分類換）
第五條 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所屬の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、前条の物品管理官又は分任物品管理官に対して、物品の分類換（物品をその属する分類から他の分類に所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができ

2 物品管理官又は分任物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて分類換をする場合を除く

くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があるとき、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の分類換をすることができ

第十三条及び第十四条を次のように改める。

（物品の管理に関する計画）

第十三条 物品管理官は、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理する物品の効率的な供用又は処分を圖るため、予算及び事務又は事業の予定を勘案して、物品の管理に関する計画を定めなければならない。

2 物品管理官は、前項の計画を定めたときは、当該計画のうち供用に係る部分を物品供用官に通知しなければならない。

第十四条 削除

第十五条中「運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基づいて」を「第十三条第一項の計画に基づいて」に改める。

第十六条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所屬の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があるとき、物品管理官に対して、物品の管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができ

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があるとき、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の管理換をすることができ

第十九条の見出しを「（取得手続）」に改め、同条第一項中「運用計画が立てられている物品については運用計画の範囲内で、その他の物品については

は」を「第十三条第一項の計画に基づいて、物品の」に改め、「契約等担当職員」の下に「（国のために契約その他の物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。）を加え、同条第二項中「基き」を「基つき」に改める。

第二十条の見出しを「（供用手続）」に改め、同条第一項中「払出のための第二十三条の規定による命令」を「供用のための払出し」に改め、同条第二項中「命令をしたとき（前項の請求に基づいてしたときを除く）」を「命令をし、又は払出しをするとき」に改め、「（物品供用官を置かない場合にあつては、物品を使用する職員。以下次条において同じ。）を削る。

第二十一条の見出しを「（返納手続）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、供用中の物品で物品管理官が定める軽微な修繕又は改造を要するものについては、適用しない。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第二項中「物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品を」物品管理官又は物品供用官は、修繕又は改造を要する物品（物品供用官にあつては、第二十一条第三項に規定する物品に限る。）に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十九条第二項の規定は、前項の規定による請求があつた場合について準用する。

第二十七条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所屬の職員」を加える。

第二十八条第二項中「前項の物品のうち、売却を目的とするもので運用計画が立てられているものについては運用計画の範囲内で、その他のものについては必要なく、契約等担当職員に対し、」を「第十三条第一項の計画に基づいて、契約等担当職員に対し、前項の物品の」に改め、同条第三項中「基き」を「基つき」に改める。

第三十一条の見出し中「物品管理職員」の下に

「等」を加え、同条第一項中「吏員」の下に「並びにこれらの補助者」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、この損害を弁償する責めに任じなければならない。

第三十二条中「物品管理職員が、物品を」を「その所管に属する物品が」に改め、「又は」の下に「物品管理職員が」を加える。

第三十三条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員」を加える。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条中「第二十九条まで」の下に「第三十一条第二項を加える。

第三十七条中「政令で定める重要な物品」を「国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの」に改める。

第三十八条の見出しを「(国会への報告等)」に改め、同条第一項中「基」を「基づき」に改め、同条第二項中「その検査を受け」を削り、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 内閣は、第一項の物品増減及び現在額計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起し、改正後の第三十七條及び第三十八條の規定は、昭和三十九年度分の報告書及び物品増減及び現在額計算書から適用する。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

東京国税局に在る原税務署及び武蔵府中税務署を、札幌国税局に札幌北税務署を設置する必要がある。別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙
新設する税務署

所轄国税局		都道府県名	税務署名	位 置	管 轄 区 域
東 京	東 京	東 京	荏 原	品 川 区	品川区のうち小山台二丁目、小山台二丁目、小山一丁目から小山八丁目まで、荏原一丁目から荏原七丁目まで、平塚一丁目から平塚八丁目まで、西戸越一丁目、西戸越二丁目、東戸越一丁目から東戸越五丁目まで、中延一丁目から中延五丁目まで、東中延一丁目から東中延四丁目まで、豊町一丁目から豊町六丁目まで、二葉一丁目から二葉四丁目まで
東 京	武蔵府中	府中市	府中市	調布市	北多摩郡のうち狛江町
札幌	札幌	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市のうち日本国有鉄道函館本線以北で豊平川以西に属する地域(琴似町、発寒を除く)、琴似町、発寒、江別市、札幌市のうち手稲町、石狩郡、厚田郡

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(同法の施行地に恒久的施設を有するものを除く。）」を「(のうち、同法の施行地に日米所得税条約第二条第一項(ロ)に規定する恒久的施設を有しないもの及び同項(ロ)第三文に規定する恒久的施設のみを有するもの(以下「通常の恒久的施設を有しない合衆国の居住者等」という。))」に、「日米所得税条約第六條又は第七條に規定する利子又は使用料その他の料金で同法の施行地にその源泉があるもの」を「同条約第六條第一項又は第七條第一項に規定する利子又は使用料で同法の施行地にその源泉があるもの(その者が同法の施行地に同条約第二條第一項(ロ)第三文に規定する恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に歸せられるものを除く。))」に、「同法第十七條、第十八條又は第四十一條」を「同法第十七條第一項、第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項」に、「百分の十五」を「百分の十」に改め、同条第二項を削る。

第五條中「前三條を」を「第二條から前條まで」に改め、同條を第六條とし、第四條を第五條とし、第三條を第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

(配当所得に対する所得税率の特例)
第三条 通常の恒久的施設を有しない合衆国の居住者等が支払を受ける日米所得税条約第六條のA第一項に規定する配当で所得税法の施行地にその源泉があるもの(その者が同法の施行地に同条約第二條第一項(ロ)第三文に規定する恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に歸せられるものを除く。))に対する同法第十七條第一項、第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十五(当該配当につき同条約第六條のA第一項(ロ)の規定の適用がある場合には、百分の十)とする。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年八月十四日に署名

この法律は、公布の日から起し、改正後の第三十七條及び第三十八條の規定は、昭和三十九年度分の報告書及び物品増減及び現在額計算書から適用する。

された所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書（以下「議定書」という。）の効力発生の日から施行する。

2 改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第二条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する利子又は使用料について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律第二条第一項に規定する利子又は使用料その他の料金については、なお従前の例による。

3 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、新法第三条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する配当について適用する。

4 新法第三条の規定は、新法第二条に規定する通常の恒久的施設を有しない合衆国の居住者等が施行日の属する年の十二月三十一日以前に取得し、かつ、同日後引き続き所有する所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第五項の規定に該当する法人の株式につき支払を受ける配当（議定書第九条第三項（c）の規定の適用がある場合における当該配当を除く。）のうち、施行日から起算して二年を経過した日の属する年の十二月三十一日以前に支払を受けるべきものについては、適用しない。

5 前項に規定する者が支払を受ける同項に規定する配当のうち施行日から起算して三年を経過した日の属する年において支払を受けるべきものは、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七・五」とする。

6 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約第二条第一項（c）第三文に規定する恒久的施設が施行日の属する年の十二月三十一日以前に開設されている場合における新法第二条及び第三条の規定の適用については、当該恒久的施設は、ないものとみなす。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この法律は、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十五年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、利子等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人で条約第二条第一項（d）に規定するスウェーデンの居住者であるもの（以下「スウェーデンの居住者」という。）又は同法第一条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項（f）に規定するスウェーデンの法人であるもの（以下「ス

ウェーデンの法人」という。）が支払を受ける条約第六条第一項若しくは第四項に規定する使用料若しくは所得又は条約第八条第一項に規定する利子で同法の施行地にある源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項（j）に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。以下「使用料及び利子等」という。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、使用料及び利子等に対し所得税を課す、又は使用料及び利子等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条 スウェーデンの居住者又はスウェーデンの法人が支払を受ける条約第七条第一項に規定する配当で所得税法の施行地にある源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第七条第一項ただし書の規定に該当するものに對する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

（使用料、配当、利子等に対する申告納税に係る所得税の軽減）

第四条 所得税法第一条第八項第一号に掲げる事業を有するスウェーデンの居住者が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對應する部分の金額

が、第一号に掲げる所得に係る収入金額及び第二号に規定する配当の金額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 使用料及び利子等に係る所得 百分の十二
二 前条に規定する配当に係る所得 百分の十

2 スウェーデンの居住者（前項に規定する者を除く。）が第二条第一項に規定する使用料又は利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に係る所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對應する部分の金額が、当該使用料又は利子の金額の合計額の百分の十に相當する金額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

3 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に對應する部分の金額は、当該所得が生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相當する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額に相當する金額を控除して得た金額とする。

（使用料、配当、利子等に対する法人税の軽減）

第五条 法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するスウェーデンの法人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に對應する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額並びに第二号及び第三号に規定する配当の金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 使用料及び利子等に係る所得 百分の八
二 第三条に規定する配当（次号の配当に該當

10

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人でこの条の規定の適用を受けるも

一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

第一項に規定する使用料又は同条第四項に規定する所得で同法の施行地にある源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(κ)に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に歸せられるものを除く。以下「配当

て計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

- 1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
- 2 第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当等について、第二条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当等でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。
- 3 第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案
所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十年法律第二十七号)、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)で条約第三項第一項(d)に規定するフランスの居住者(条約第二十九條第一項の規定により条約が適用されるフランス共和国の海外領域に係る当該居住者に相当するもの及び条約の追加議定書I第二項の規定によりフランスの居住者とみなされる者を含む、同議定書I第三項に規定する者を除く。)であるもの(以下「フランスの居住者」という。)が支払を受ける条約第十一条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第四条に規定する恒久的施設(以下「恒久的施設」という。)に歸せられるものを除く。)に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

(利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条 フランスの居住者が支払を受ける条約第十二条第一項に規定する利子又は条約第十三条第一項若しくは第四項に規定する使用料若しくは収益で所得税法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に歸せられるものを除く。)に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する利子、使用料又は収益に對し所得税を課せず、又はこれらの所得に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税の軽減)

第四条 所得税法第一条第八項第一号に掲げる事業を有するフランスの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對する部分の金額が、第一号に規定する配当の金額、第二号に掲げる所得に係る収入金額及び第三号に掲げる所得の金額に當該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当に係る所得 百分の十五
二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収益に係る所得 百分の十
三 条約第十四条第二項(e)の規定の適用を受ける収益で所得税法の施行地にその源泉があるものに係る所得(同法第九条の規定による總所得金額の計算上所得税の課税標準に含まれる部分に限る) 百分の二十五

2 フランスの居住者である個人(前項に規定する者を除く。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額及び第二号に掲げる所得の金額に當該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 前条第一項に規定する使用料(その者の所得税法の施行地にある恒久的施設に歸せられるものを含まない。)で同法第一条第三項第一号に掲げる所得に相當するものに係る所得 百分の十
二 前項第三号に掲げる所得 百分の二十五

3 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に對する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得

税額に相當する金額から、当該所得が生じたかつたものとして計算した場合における所得税額に相當する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等に対する法人税の軽減)

第五条 法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するフランスの居住者である法人(同条第二項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に對する部分の金額が、第一号に規定する配当の金額、第二号に掲げる所得に係る収入金額及び第三号に掲げる所得の金額に當該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当に係る所得 百分の十三・二
二 第三条第一項に規定する利子、使用料又は収益に係る所得 百分の八・八
三 条約第十四条第二項(e)の規定の適用を受ける収益で法人税法の施行地にその源泉があるものに係る所得 百分の二十五

2 フランスの居住者である法人(前項に規定する者を除く。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に對する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額及び第二号に掲げる所得の金額に當該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 前条第二項第一号に掲げる所得 百分の八・八
二 前項第三号に掲げる所得 百分の二十五

3 前二項に規定する所得に對する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における

る法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等に係る法人の道府県民税又は市町村民税の特例)

第六条 フランスの居住者である法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

一 道府県民税の法人税額 百分の五・四
二 市町村民税の法人税額 百分の八・一
三 都民税の法人税額 百分の十三・五

2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第三項の規定により計算した金額から同条第一項又は第二項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人でこの条の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三十二一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額をこの条の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

(地方税に関する条約第二十七條第二項の協議に係る手続)

第七條 大蔵大臣は、地方公共団体が課する租税に關し条約第二十七條第二項の協議をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、同項の協議をするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第八條 第二条から前条までに定めるものは、か、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第十一條第一項及び第十八條第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二條に規定する配当又は第三條第一項に規定する利子、使用料若しくは収益に對し、第二條及び第三條中所得税法第四十一條第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは収益で施行日以以後に支払われるものについて適用する。

3 第四條の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同條第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

4 第五條の規定は、施行日の属する年の一月一日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同條第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

5 第六條の規定は、前項に規定する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五條第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願(第三八九號)(第四〇七號)(第四八五號)(第五二三號)(第五二四號)(第五二五號)(第五二六號)(第五二七號)
一、工業技術系各種学校学生生徒に対する所得税法第十五條の五による勤勞学生控除に關する請願(第四〇二號)

一、企業組合に對する課税の適正化に關する請願(第四〇六號)
一、バナナの輸入關稅引下げ等に關する請願(第四二六號)

一、輸入生鮮青果物及び輸入食料品の簡易通關制度に關する請願(第四二七號)
一、バナナの關稅率引下げに關する請願(第四六五號)(第四六六號)(第五〇〇號)(第五〇一號)(第五二二號)

一、バナナの輸入關稅引下げに關する請願書(第四八四號)
一、入場稅撤廢に關する請願(第五〇四號)(第五二〇號)(第五二二號)(第五二三號)

第三八九號 昭和四十年一月二十一日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都世田谷區經堂町二〇〇 楠田胤成外二百五十二名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第四〇七號 昭和四十年一月二十二日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都新宿區花園町三九フジビル内 全国宅地建物取引員會連合會
内 長谷川忠一外一名
紹介議員 榊 繁夫君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第四八五號 昭和四十年一月二十七日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都千代田區神田鍛冶町一ノ一 永井新一郎外一名
紹介議員 稻浦 鹿藏君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第五二三號 昭和四十年一月二十八日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都港区芝三田綱町一社団法人
武備見外二百五十四名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

請願者 千葉市市場町二千葉建築課内社団法人千葉縣宅地建物取引員會代表者 小沢久太郎外一名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第五二四號 昭和四十年一月二十八日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都世田谷區玉川町一五五 有山光雄外一名
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第五二五號 昭和四十年一月二十八日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都港区赤坂溜池町三〇港区不動産取引業協同組合理事長 細川清外百九十二名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第五二六號 昭和四十年一月二十八日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都大田區御園二ノ一〇大田區宅地建物取引業協同組合内 綿引敬三外二百六十六名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第五二七號 昭和四十年一月二十八日受理
所得税法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 東京都港区芝三田綱町一社団法人
武備見外二百五十四名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一七〇號と同じである。

第四〇二号 昭和四十年一月二十二日受理
工業技術系各種学校学生生徒に対する所得税法第十五条の五による勤労学生控除に関する請願
請願者 東京都新宿区角筈二ノ九三工学院
大学専修学校内全国工業技術学校
協会内 田中角栄

紹介議員 佐野 廣君
工業技術系各種学校に在学する学生、生徒に対し、教育法第一条の諸学校学生と同様に所得税法第十五条の五による勤労学生控除の特典を与えられるよう要望するとの請願。

理由
一、工業技術系各種学校の学生の大多数は最も真剣に勉学に従事する勤労学生であるにかかわらず、各種学校であるばかりに勤労学生控除の特典が全然ない。
二、工業技術系各種学校の卒業生は現在最も要望されている中堅技術者要員であり、高等学校卒業生急増に対する施策の一環としてもこれらの学校はできうる限り多数の学生を収容しなければならぬ状況にある。

三、政府は昭和三十六年十一月十五日人事院規則を改正し、給実甲第百八十七号国家公務員たるときの各種学校の学歴を教育法第一条諸学校相当と公認した。又昭和三十九年度から、私立学校振興会法の一部を改正し、工業技術系各種学校に対し他の教育法第一条諸学校に対すると同様の財政投融資資金による融資を開始した。これは工業系各種学校の有用性と公共性を公認された証左である。

第四〇六号 昭和四十年一月二十二日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 神戸市兵庫区荒田町四ノ五七ノ一
企業組合松本商店理事長 松本三
勲

紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二六号 昭和四十年一月二十三日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 横浜市磯子区磯子町柴田産業株式
会社内 本川肇
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四二七号 昭和四十年一月二十三日受理
輸入生鮮青果物及び輸入食料品の簡易通関制度に関する請願
請願者 横浜市磯子区磯子町柴田産業株式
会社内 本川肇
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。

第四六五号 昭和四十年一月二十五日受理
バナナの関税引下げに関する請願
請願者 愛知県海部郡菰野寺大字菰野寺
米村信一
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第四六六号 昭和四十年一月二十五日受理
バナナの関税引下げに関する請願
請願者 神戸市須磨区大池町 中野義彦
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第五〇〇号 昭和四十年一月二十七日受理
バナナの関税引下げに関する請願
請願者 福島市渡利小久保九 高橋義直
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第五〇一号 昭和四十年一月二十七日受理
バナナの関税引下げに関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡大崎町井保二、二
二八 原田等

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第五一一号 昭和四十年一月二十八日受理
バナナの関税引下げに関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡八潮町二 芝満
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第四八四号 昭和四十年一月二十七日受理
バナナの輸入関税引下げに関する請願
請願者 静岡県熱海市銀座渚台湾青果物流
通改善協会理事長 岡本亀一
紹介議員 中野 文門君 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第五〇四号 昭和四十年一月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 熊本市横紺屋町一〇商工会議所内
熊本県興行環境衛生同業組合長
山口泰司
紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第五二〇号 昭和四十年一月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 千葉市吾妻町三七千葉興行環境
衛生同業組合千葉支部内 堀田愛
夫
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第五二二号 昭和四十年一月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 千葉市栄町一七千葉興行環境衛
生同業組合内 林好雄
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第五二二号 昭和四十年一月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 高知市南与力町三四高知興行環
境衛生同業組合内 仙佐次郎外百
二名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

第二号中正誤
ハシ 段行 誤
ニニ 販務 正
三九 稲発芽 穂発芽

昭和四十年二月十三日印刷

昭和四十年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局